

処 分 の 名 称	容器検査、附属品検査、容器再検査、附属品再検査
根拠法令・条項	高圧ガス保安法（昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号）第 44 条第 1 項、第 48 条第 1 項第 3 号並びに第 5 号、第 49 条第 1 項、第 49 条の 2 第 1 項及び第 49 条の 4
関係法令・条項	・ 高圧ガス保安法第 44 条第 4 項、第 45 条、第 49 条第 2 項、第 49 条の 2 第 4 項及び第 49 条の 4 第 2 項 ・ 容器保安規則（昭和 41 年 5 月 25 日通商産業省令第 50 号）第 6 条から第 8 条、第 13 条、第 16 条から第 18 条、第 25 条、第 26 条、第 28 条、第 29 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条及び第 72 条 ・ 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年 6 月 30 日経済産業省令第 82 号）第 4 条の 2、第 5 条、第 6 条、第 10 条、第 11 条、第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 20 条、第 27 条及び第 28 条 ・ 鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件（昭和 41 年 10 月 1 日通商産業省・運輸省告示第 11 号） ・ 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成 9 年 3 月 25 日通商産業省告示第 150 号） ・ 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成 28 年 6 月 30 日経済産業省告示第 184 号）
審 査 基 準	・ 容器保安規則の機能性基準の運用について（令和元年 6 月 14 日 20190606 保局第 7 号） ・ 国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について（令和元年 6 月 14 日 20190606 保局第 8 号） ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（令和 2 年 8 月 6 日 20200715 保局第 1 号）
標準処理期間	検査終了の日から 15 日